

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月26日
【届出者の氏名又は名称】	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府枚方市岡東町12番2号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号 横浜コネクトスクエア14階
【電話番号】	045-522-8159(代表)
【事務連絡者氏名】	CLO(Chief Legal Officer) 佐々木 弘造
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 本社 (神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号 横浜コネクトスクエア14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジモティーをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2026年5月18日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、加藤貴博氏が所有する対象者の普通株式のうち、大和証券株式会社のために質権を設定していた710,000株について、2026年5月26日付で当該質権が全て解除されたこと及び加藤貴博氏に変更報告書を提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(6) 公開買付けに係る重要な合意

本応募契約（加藤氏）

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

(2) 証券担保ローン契約

5 大量保有報告書等の提出状況

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 4【買付け等の目的】

##### (1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月15日付で、加藤氏との間で、加藤氏が所有する対象者株式992,000株（所有割合：10.08%）及び本新株予約権136個（その目的となる対象者株式の数：27,200株、所有割合：0.28%）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）（以下「本応募対象株式等（加藤氏）」といいます。）について本公開買付けへ応募する旨及び本株式譲渡（注3）について合意する旨の契約（以下「本応募契約（加藤氏）」といいます。）を締結しております。なお、加藤氏は、2026年5月15日現在、その所有する対象者株式992,000株（所有割合：10.08%）のうち710,000株（所有割合：7.22%）（以下、当該株式を「本質権設定株式」といいます。）について大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）のために質権を設定している（以下、当該質権を「本質権」といいます。）とのことですが、加藤氏は、本応募対象株式等（加藤氏）（但し、本質権設定株式については、公開買付期間（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に定義します。以下同じです。）の末日までに本質権を解除することができた場合に限り、）について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。公開買付者は、本応募契約（加藤氏）において、加藤氏との間で、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏が、本臨時株主総会（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」において定義します。以下同じです。）において本株式併合（以下に定義します。）に関連する各議案に賛成することを含め、本スクイズアウト手続に関する協力をを行う旨も合意しております。

(注3) 本株式譲渡は、加藤氏が対象者株式の所有を通じて、対象者株式の非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、加藤氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであること、及び、本株式譲渡の対価は、対象者株式1株につき、本公開買付価格と同額である1,420円（但し、対象者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額）とすることを加藤氏との間で合意していることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えっております。

加えて、公開買付者は、2026年5月15日付で、( )対象者の主要株主であり筆頭株主である株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）との間で、その所有する対象者株式1,846,316株（所有割合：18.76%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（NTTドコモ）」といいます。）を、( )対象者の主要株主であり第2位株主である株式会社プロトコーポレーション（以下「プロトコーポレーション」といい、加藤氏及びNTTドコモと総称して「本応募株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式1,219,512株（所有割合：12.39%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（プロトコーポレーション）」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、公開買付者が、本応募株主との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式の数の合計は4,057,828株（加藤氏が所有する本新株予約権136個（その目的となる対象者株式の数：27,200株）を含めた所有割合：41.51%）です。本応募契約（加藤氏）、本応募契約（NTTドコモ）及び本応募契約（プロトコーポレーション）の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて6,560,000株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,560,000株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,560,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（6,560,000株）については、本基準株式数（9,839,972株）に係る議決権の数（98,399個）に3分の2を乗じた数（65,600個）（小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,560,000株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。なお、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。また、上記のとおり、公開買付者は、加藤氏との間で、加藤氏が本スクイズアウト手続に関する

協力をを行う旨を合意しているため、加藤氏が、本質権設定株式（710,000株、所有割合：7.22%）について、本公開買付けに応募しないことが確定した場合には、本質権設定株式の数だけ、公開買付期間中に買付予定数の下限を引き下げる可能性があります（注4）。

（注4） 加藤氏は、本応募契約（加藤氏）において、公開買付期間の開始日以降、速やかに、本質権設定株式の全てを本公開買付けに応募することが実務上可能か否かを確認した上で、応募を行うことが実務上可能であると確認できた場合には、本質権設定株式の全てについて本公開買付けに応募し、他方、応募を行うことが実務上可能であると確認できなかった場合には、本質権設定株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。なお、加藤氏は、本質権設定株式について大和証券に対する加藤氏の借入債務の担保として本質権を設定しておりますが、大和証券との間で本質権設定株式に係る議決権の行使に関する合意は存在しません。そのため、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏は、本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成の議決権を行使することが可能です。

(訂正後)

## &lt;前略&gt;

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月15日付で、加藤氏との間で、加藤氏が所有する対象者株式992,000株（所有割合：10.08%）及び本新株予約権136個（その目的となる対象者株式の数：27,200株、所有割合：0.28%）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）（以下「本応募対象株式等（加藤氏）」といいます。）について本公開買付けへ応募する旨及び本株式譲渡（注3）について合意する旨の契約（以下「本応募契約（加藤氏）」といいます。）を締結しております。なお、加藤氏は、2026年5月15日現在、その所有する対象者株式992,000株（所有割合：10.08%）のうち710,000株（所有割合：7.22%）（以下、当該株式を「本質権設定株式」といいます。）について大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）のために質権を設定していた（以下、当該質権を「本質権」といいます。）とのことですが、本質権は同年5月26日付で全て解除されたため、加藤氏は、本応募対象株式等（加藤氏）について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。公開買付者は、本応募契約（加藤氏）において、加藤氏との間で、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏が、本臨時株主総会（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」において定義します。以下同じです。）において本株式併合（以下に定義します。）に関連する各議案に賛成することを含め、本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨も合意しております。

（注3） 本株式譲渡は、加藤氏が対象者株式の所有を通じて、対象者株式の非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、加藤氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであること、及び、本株式譲渡の対価は、対象者株式1株につき、本公開買付価格と同額である1,420円（但し、対象者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額）とすることを加藤氏との間で合意していることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

加えて、公開買付者は、2026年5月15日付で、( )対象者の主要株主であり筆頭株主である株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）との間で、その所有する対象者株式1,846,316株（所有割合：18.76%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（NTTドコモ）」といいます。）を、( )対象者の主要株主であり第2位株主である株式会社プロトコーポレーション（以下「プロトコーポレーション」といい、加藤氏及びNTTドコモと総称して「本応募株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式1,219,512株（所有割合：12.39%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（プロトコーポレーション）」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、公開買付者が、本応募株主との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式の数の合計は4,057,828株（加藤氏が所有する本新株予約権136個（その目的となる対象者株式の数：27,200株）を含めた所有割合：41.51%）です。本応募契約（加藤氏）、本応募契約（NTTドコモ）及び本応募契約（プロトコーポレーション）の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて6,560,000株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,560,000株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,560,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（6,560,000株）については、本基準株式数（9,839,972株）に係る議決権の数（98,399個）に3分の2を乗じた数（65,600個）（小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,560,000株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。なお、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

## (6) 【公開買付けに係る重要な合意】

本応募契約（加藤氏）

## (訂正前)

公開買付者は、2026年5月15日付で、対象者の主要株主であり第3位株主かつ対象者の代表取締役社長である加藤氏との間で本応募契約（加藤氏）を締結し、公開買付者が本公開買付けを開始した場合には、加藤氏が、その所有する本応募対象株式等（加藤氏）の全て（本新株予約権を行使して引き受けた対象者株式を含みます。）について、公開買付期間の開始日から15営業日以内に、いかなる負担等も存在しない状態で本公開買付けへ応募（以下「本応募（加藤氏）」といいます。）し、かつ、本応募（加藤氏）の結果成立した本応募対象株式等（加藤氏）の買付けに係る契約を解除しないものとする旨の合意をしております。

なお、加藤氏は、本書提出日現在、大和証券との間で証券担保ローン契約を締結し、その所有する本質権設定株式に本質権を設定しております（注1）が、本応募契約（加藤氏）において、本質権設定株式の全部について、公開買付期間の開始日から15営業日以内に本公開買付けへの応募が可能となるよう、実務上合理的な範囲で努力を尽くすものとし、当該期限までに本質権設定株式の全部について本質権を解除し、かつ、本公開買付けに応募することが可能である場合に限り、当該期限までに、本質権設定株式の全部を本公開買付けに応募するものとするを合意しております。

（注1） 加藤氏は、本質権として、加藤氏が所有する本質権設定株式及び当該株式から生じる配当金請求権その他一切の権利に対し、大和証券を債権者とする極度貸付取引に基づく一切の債権を被担保債権とする質権を設定しております。

&lt; 後略 &gt;

## (訂正後)

公開買付者は、2026年5月15日付で、対象者の主要株主であり第3位株主かつ対象者の代表取締役社長である加藤氏との間で本応募契約（加藤氏）を締結し、公開買付者が本公開買付けを開始した場合には、加藤氏が、その所有する本応募対象株式等（加藤氏）の全て（本新株予約権を行使して引き受けた対象者株式を含みます。）について、公開買付期間の開始日から15営業日以内に、いかなる負担等も存在しない状態で本公開買付けへ応募（以下「本応募（加藤氏）」といいます。）し、かつ、本応募（加藤氏）の結果成立した本応募対象株式等（加藤氏）の買付けに係る契約を解除しないものとする旨の合意をしております。

なお、加藤氏は、本書提出日現在、大和証券との間で証券担保ローン契約を締結し、その所有する本質権設定株式に本質権を設定しておりました（注1）が、本応募契約（加藤氏）において、本質権設定株式の全部について、公開買付期間の開始日から15営業日以内に本公開買付けへの応募が可能となるよう、実務上合理的な範囲で努力を尽くすものとし、当該期限までに本質権設定株式の全部について本質権を解除し、かつ、本公開買付けに応募することが可能である場合に限り、当該期限までに、本質権設定株式の全部を本公開買付けに応募するものとするを合意しており、本質権は同年5月26日付で全て解除されたとのことです。

（注1） 加藤氏は、本質権として、加藤氏が所有する本質権設定株式及び当該株式から生じる配当金請求権その他一切の権利に対し、大和証券を債権者とする極度貸付取引に基づく一切の債権を被担保債権とする質権を設定しておりました。

&lt; 後略 &gt;

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

## (2) 証券担保ローン契約

## (訂正前)

加藤氏は、所有する対象者株式のうち、2022年1月19日付で500,000株、2024年8月6日付で210,000株を大和証券に対して担保として提供しているとのことです。加藤氏は、公開買付期間の開始日以降、速やかに、本質権設定株式の全てを本公開買付けに応募することが実務上可能か否かを確認し、応募を行うことが実務上可能であると確認できた場合には、本質権設定株式の全てについて本公開買付けに応募し、応募を行うことが実務上可能であると確認できなかった場合には、本質権設定株式の全てについて、本公開買付けに応募しないことを予定しているとのことです。

## (訂正後)

加藤氏は、所有する対象者株式のうち、2022年1月19日付で500,000株、2024年8月6日付で210,000株を大和証券に対して担保として提供していたとのことです。加藤氏は、公開買付期間の開始日以降、速やかに、本質権設定株式の全てを本公開買付けに応募することが実務上可能か否かを確認し、応募を行うことが実務上可能であると確認できた場合には、本質権設定株式の全てについて本公開買付けに応募し、応募を行うことが実務上可能であると確認できなかった場合には、本質権設定株式の全てについて、本公開買付けに応募しないことを予定していたところ、本質権は同年5月26日付で全て解除されたとのことです。

## 5【大量保有報告書等の提出状況】

## (訂正前)

書類の名称	提出者	提出年月日
変更報告書	加藤 貴博	2022年1月25日 2024年8月9日 2025年7月11日 2026年5月22日(法定提出期限)までに提出予定 本質権の解除日の翌営業日から起算して5営業日以内に提出予定(もし解除すれば)

## (訂正後)

書類の名称	提出者	提出年月日
変更報告書	加藤 貴博	2022年1月25日 2024年8月9日 2025年7月11日 2026年5月21日 2026年5月26日

## 公開買付届出書の添付書類

2026年5月18日付公開買付開始公告

### 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月15日付で、加藤氏との間で、加藤氏が所有する対象者株式992,000株(所有割合:10.08%)及び本新株予約権136個(その目的となる対象者株式の数:27,200株、所有割合:0.28%)の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。)(以下「本応募対象株式等(加藤氏)」といいます。))について本公開買付けへ応募する旨及び本株式譲渡(注3)について合意する旨の契約(以下「本応募契約(加藤氏)」といいます。))を締結しております。なお、加藤氏は、2026年5月15日現在、その所有する対象者株式992,000株(所有割合:10.08%)のうち710,000株(所有割合:7.22%)(以下、当該株式を「本質権設定株式」といいます。))について大和証券株式会社のために質権を設定している(以下、当該質権を「本質権」といいます。))とのことですが、加藤氏は、本応募対象株式等(加藤氏)(但し、本質権設定株式については、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))の末日までに本質権を解除することができた場合に限ります。))について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。公開買付者は、本応募契約(加藤氏)において、加藤氏との間で、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏が、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的とする対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。))を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成することを含め、本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨も合意しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月15日付で、加藤氏との間で、加藤氏が所有する対象者株式992,000株(所有割合:10.08%)及び本新株予約権136個(その目的となる対象者株式の数:27,200株、所有割合:0.28%)の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。)(以下「本応募対象株式等(加藤氏)」といいます。))について本公開買付けへ応募する旨及び本株式譲渡(注3)について合意する旨の契約(以下「本応募契約(加藤氏)」といいます。))を締結しております。なお、加藤氏は、2026年5月15日現在、その所有する対象者株式992,000株(所有割合:10.08%)のうち710,000株(所有割合:7.22%)(以下、当該株式を「本質権設定株式」といいます。))について大和証券株式会社のために質権を設定していた(以下、当該質権を「本質権」といいます。))とのことですが、本質権は同年5月26日付で全て解除されたため、加藤氏は、本応募対象株式等(加藤氏)について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。公開買付者は、本応募契約(加藤氏)において、加藤氏との間で、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏が、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的とする対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。))を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成することを含め、本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨も合意しております。

< 後略 >

## 2. 公開買付けの内容

## (5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(6,560,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,560,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(6,560,000株)については、本基準株式数(9,839,972株)に係る議決権の数(98,399個)に3分の2を乗じた数(65,600個)(小数点以下を切り上げ)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(6,560,000株)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。また、公開買付者は、加藤氏との間で、加藤氏が本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨を合意しているため、加藤氏が、本質権設定株式(710,000株、所有割合:7.22%)について、本公開買付けに応募しないことが確定した場合には、本質権設定株式の数だけ、公開買付期間中に買付予定数の下限を引き下げる可能性があります。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(9,839,972株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(9,839,972株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(6,560,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,560,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(6,560,000株)については、本基準株式数(9,839,972株)に係る議決権の数(98,399個)に3分の2を乗じた数(65,600個)(小数点以下を切り上げ)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(6,560,000株)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(9,839,972株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(9,839,972株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

&lt; 後略 &gt;